



# 秋田県公報

目次	ページ
告示	
生活保護法による医療機関の指定(九八一・福祉政策課)	1
生活保護法による指定医療機関の事業の再開(九八二・福祉政策課)	1
生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(九八三・福祉政策課)	2
結核予防法による医療機関の指定(九八四・鷹巣保健所)	2

生活保護法による医療機関の指定(九八一・福祉政策課)	1
生活保護法による指定医療機関の事業の再開(九八二・福祉政策課)	1
生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(九八三・福祉政策課)	2
結核予防法による医療機関の指定(九八四・鷹巣保健所)	2

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	診 療 科 名	指 定 年 月 日
池田医院	池田 芳 信	大曲市中通町四番二十号	循環器科、内科、小児科	平成十六年十月一日
うえだクリニック	医療法人 高島会 理事長	北秋田郡鷹巣町鷹巣字北中家下八十一番地一	消化器科、内科、外科、肛門科	平成十六年十月一日
木村医院	木村 裕	由利郡象潟町字狐森百一	内科、循環器科	平成十六年十月十二日
さとつデンタルクリニック	佐藤 洋 司	仙北郡角館町田町下丁十一一	歯科、矯正歯科、小児科、 歯科、歯科口腔外科	平成十六年十一月十五日

## 告 示

保安林の指定解除の予定(九八五・平鹿地域振興局農林部)	2
道路の供用開始(九八六・九八七・道路環境課)	3
道路区域の変更(九八八・道路環境課)	3
河川区域の変更による廃川敷地等(九八九・河川課)	4
公告	
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(由利地域振興局農林部)	4
土地改良区の役員の住所の変更の届出(秋田地域振興局農林部)	5

秋田県告示第九百八十一号  
 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。  
 平成十六年十二月十四日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第九百八十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、次のと

おり指定医療機関から事業の再開の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成十六年十二月十四日

秋田県知事 寺田典城

名 称	高橋歯科医院	開設者氏名又は名称	高橋 玉依	所 在 地	仙北郡神岡町神宮寺字本郷野百二十五 九	再 開 年 月 日	平成十六年十一月十五日
-----	--------	-----------	-------	-------	---------------------	-----------	-------------

秋田県告示第九百八十三号  
生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の

規定に基づき、告示する。

平成十六年十二月十四日

秋田県知事 寺田典城

名 称	池田医院	開設者氏名又は名称	池田 芳太郎	所 在 地	大曲市中通町四 二十	廃 止 年 月 日	平成十六年九月三十日
	うえだクリニック		上田 忠		北秋田郡鷹巣町鷹巣字北中家下八十一 一		平成十六年九月三十日
	木村医院		木村 裕		由利郡象潟町字狐森百一番地		平成十六年十月十一日
	進藤内科医院		進藤 成保		本荘市谷山小路十八番地の一		平成十六年十二月一日

秋田県告示第九百八十四号  
結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年十二月十四日

秋田県知事 寺田典城

ホテヤ薬局上小 阿仁店	北秋田郡上小阿仁村小沢田字向 川原二百三十三 一	平成十六年十二月一日
----------------	-----------------------------	------------

秋田県告示第九百八十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項

の規定に基づき、告示する。  
平成十六年十二月十四日

秋田県知事 寺田典城

森 林 の 所 在 場 所		全 面 積		保安林面積	保安林解除	指定の目的	解除の理由
郡 市 町 村	(大字)	字	地 番	台 帳 (平方メートル)	見 込 み (ヘクタール)	見 込 み (ヘクタール)	面積見込み (ヘクタール)
横手市		睦 成	城 付	一 の 四	三 四・七三二一	〇・六七〇七	健康の防備 兼公衆の保
					四、八五〇、一	一 四八五・〇二三	め 農道用地とするた

(関係図面は、省略し、農林水産部森林整備課及び平鹿地域振興局農林部並びに横手市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第九百八十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
平成十六年十二月十四日

平成十六年十二月十四日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	百八号	由利郡烏海町上川内字平根八番一から字提鍋二五〇番二まで

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

二 供用開始の期日 平成十六年十二月十四日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課  
期間 平成十六年十二月十四日から同月二十七日まで

秋田県告示第九百八十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

道路の種類	路線名	区 間
県 道	揚の下岩脇線	北秋田郡鷹巣町七日市字上屋敷四三番地先から大堰下夕四七番まで

一 供用開始の区間

二 供用開始の期日 平成十六年十二月十五日 午前九時

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課  
期間 平成十六年十二月十四日から同月二十七日まで

秋田県告示第九百八十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
平成十六年十二月十四日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路線名	区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
県道	新	新	秋田八郎潟線	B	南秋田郡八郎潟町川崎字嘉美二二〇番四地先から夜叉袋下昼寝二四八番一地先まで	二二・一〇〇〇～二四六・〇〇〇	二・一三五
	旧	旧	秋田八郎潟線	A	南秋田郡八郎潟町川崎字嘉美二二〇番四地先から夜叉袋下昼寝二二五番一地先まで	二二・一〇〇〇～二四六・〇〇〇	二・一三五
県道	新	新	秋田八郎潟線	B	南秋田郡八郎潟町川崎字嘉美二二〇番四地先から夜叉袋下昼寝二二五番一地先まで	四・〇〇〇～二二・一〇〇〇	一・七〇二
	旧	旧	秋田八郎潟線	A	南秋田郡八郎潟町川崎字嘉美二二〇番四地先から夜叉袋下昼寝二二五番一地先まで	四・〇〇〇～二二・一〇〇〇	一・七〇二

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十六年十二月十四日から同月二十七日まで

秋田県告示第九百八十九号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年十二月十四日

- 一 河川の名称 一級河川 太平洋川 秋田県知事 寺田典城
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十六年十二月六日
- 三 廃川敷地等の位置、種類及び面積

位 置	種 類	面 積
-----	-----	-----

秋田市太平八田地内	土 地	三、〇五三・一六平方メートル
-----------	-----	----------------

四 その他 関係図面は、建設交通部河川課及び秋田地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

河川法施行法(昭和三十九年法律第百六十八号)第十八条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法(明治二十九年法律第七十一号)第四十四条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から三月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から次のとおり役員(の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項

の規定に基づき、公告する。  
平成十六年十二月十四日

秋田県知事 寺田典城

一 西目土地改良区

(一) 退任理事の住所及び氏名

- 由利郡西目町西目字前ヶ沢三百十八番地
- 出戸字中高屋十五番地
- 西目字井岡二百八番地
- 沼田字新道下二百五十七番地
- 西目字大西目四百三十七番地
- 沼田字敷森二十六番地一
- 出戸字堀切八十七番地
- 西目字上中沢三十七番地

(二) 就任理事の住所及び氏名

- 由利郡西目町西目字前ヶ沢三百十八番地
- 出戸字中高屋十五番地
- 西目字井岡二百八番地
- 沼田字新道下二百五十七番地
- 西目字大西目四百三十七番地
- 沼田字敷森二十六番地一
- 出戸字堀切八十七番地
- 西目字上中沢三十七番地

(三) 退任監事の住所及び氏名

- 由利郡西目町西目字大森三百八十三番地一
- 字井岡二十四番地
- 字瀧保十六番地

(四) 就任監事の住所及び氏名

- 由利郡西目町西目字大森三百八十三番地一
- 字井岡二十四番地
- 字瀧保十六番地

二 由利郡島海町笹子土地改良区

三浦昭夫	加藤作圓	齋藤榮一	加藤勝榮	三浦良一	須田誠一	鈴木澄夫	岡田香	齋藤榮一	清橋征次	齋藤孝雄	齋藤栄一	清橋征次	齋藤孝雄	小沼真
------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	-----

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、新城川土地改良区から次のとおり役員の変更の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。  
平成十六年十二月十四日

秋田県知事 寺田典城

一 変更前の理事の住所及び氏名

秋田市飯島字田尻二十三番地

二 変更後の理事の住所及び氏名

秋田市飯島飯田一丁目七番十四号

保坂眞人  
保坂眞人

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)876600  
FAX(0863)000505  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄